

令和2年4月7日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

電子レンジ、電源プラグに関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

1. ガス機器・石油機器に関する事故 1件
（うち屋外式（RF式）ガス給湯付ふろがま（都市ガス用）1件）
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 2件
（うち電子レンジ1件、電源プラグ1件）
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 6件
（うちエアコン1件、ライター（使い切り型）1件、ヘアドライヤー1件、
節電装置（水道凍結防止用ヒーター用）1件、
携帯電話機（スマートフォン）1件、延長コード1件）
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及
び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審
議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

(1) 松下住設機器株式会社（現 パナソニック株式会社）が製造した電子レンジについて（管理番号：A202000003）

①事象について

施設で、松下住設機器株式会社（現 パナソニック株式会社（法人番号：5120001158218））が製造した電子レンジを使用中、当該製品を焼損する火災が発生しました。当該事故の原因は、現在、調査中です。

②当該製品のリコール（無償改修）について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、対象製品の内部部品（ダイオードブリッジ）に製造上のばらつきがあり、部品内部のはんだ部の劣化が進み、はんだクラックが生じたため、スパークが発生し、出火に至るおそれがあることから、事故の再発防止を図るため、2007年（平成19年）5月30日にプレスリリース及びウェブサイトへの情報掲載、翌31日に新聞社告を行うとともに、これまで複数回の新聞折り込みチラシの配布等を行うなど、対象製品について無償改修を実施しています。

なお、今般報告のあった当該事故（管理番号：A202000003）が上記のリコール事象によるものかどうかは現時点では不明です。

③対象製品：品番、製造期間、対象台数

品番	製造期間	対象台数
NE-AB50	1988年12月～1991年 6月	73,960
NE-AT66	1989年 4月～1991年 2月	211,993
NE-A555	1989年 4月～1991年 7月	298,091
NE-AT70	1989年12月～1991年12月	312,011
NE-P300	1990年 2月～1990年 5月	19,046
NE-P500	1990年 1月～1991年10月	131,943
NE-A575	1990年 9月～1991年 7月	93,972
NE-OT1	1991年 1月～1991年12月	134,773
NE-AC50	1991年 1月～1992年 9月	114,604
NE-AC60	1991年 7月～1992年 7月	128,286
NE-OT2	1991年12月～1992年12月	126,582
NE-AT80	1991年12月～1993年12月	286,479
合 計		1,931,740

2007年（平成19年）5月31日からリコール（無償改修）を実施
改修率：23.5%（2020年3月31日時点）

＜リコール対象製品での事故件数＞

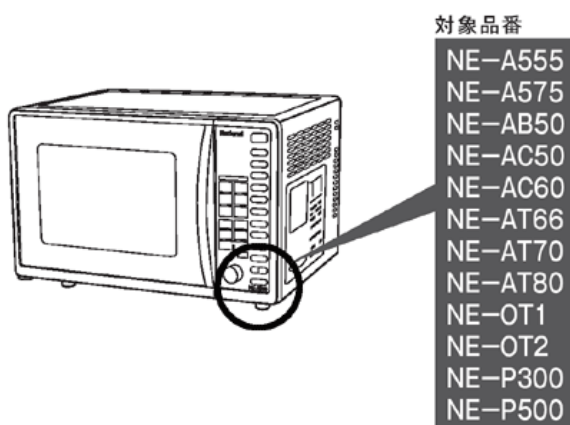
対象製品におけるリコール対象の内容による 2010 年度以降の事故の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2020年度	0	—	2014年度	0	—
2019年度	0	—	2013年度	0	—
2018年度	1	火災	2012年度	2	火災
2017年度	0	—	2011年度	2	火災
2016年度	0	—	2010年度	3	火災
2015年度	1	火災			

※当該事故（管理番号：A202000003）は含まない。

＜対象製品の確認方法＞

製品の正面右下に表示されている品番を御確認ください。



④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う無償改修を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

パナソニック株式会社

電話番号：0120(871)682

受付時間：9時～17時（土・日・祝日・事業者指定休日を除く。）

ウェブサイト：<https://panasonic.co.jp/ap/info/important/product/index.htm>

(2) 株式会社オーム電機が輸入した電源プラグについて (管理番号：A202000007)

①事象について

株式会社オーム電機（法人番号：6013301003037）が輸入した電源プラグの周辺を焼損する火災が発生しました。

当該事故の原因は、現在、調査中ですが、本体外郭部のゴム素材にカーボンが混入し、漏電によりゴムカバーが焼損したものと考えられます。

②再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、2020年（令和2年）2月7日にウェブサイトにて情報を掲載し、対象製品について製品回収及び返金を実施しています。

③対象製品：製品名、型式、JANコード、販売期間、対象台数

製品名	型式	JANコード	販売期間	対象台数
ゴムプラグ	RK-2210-Z	4971275081017	2019年10月8日	19,159
	HS-H15GP	4971275402065	～	
	HS-K15S-K	4971275054912	2020年1月31日	

2020年（令和2年）2月7日からリコール（製品回収・返金）を実施
回収率：70.7%（2020年3月31日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による2019年度以降の事故（消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたもの）は、本件のみです。

<対象製品の外観及び確認方法>

<リコール対象品>



本体外郭部のゴムカバーに
光沢があります。
(カーボン混入の為)

<正常品>



本体外郭部のゴムカバーに
光沢がありません。
(艶消しになっています)

④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う製品回収及び返金を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

株式会社オーム電機

電話番号：0120(963)006

受付時間：9時～17時（土・日・祝日・年末年始を除く。）

ウェブサイト：<https://www.ohm-electric.co.jp/info/important/40164/>

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担 当：鈴木、柳川、豊田

電 話：03(3507)9204（直通）

F A X：03(3507)9290

経済産業省産業保安グループ製品安全課製品事故対策室

担 当：橋爪、田代

電 話：03(3501)1707（直通）

F A X：03(3501)2805

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202000006	令和2年3月5日	令和2年4月2日	屋外式(RF式)ガス給湯付ふろがま(都市ガス用)	GT-2428AWX	株式会社ノーリツ	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年3月26日

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202000003	令和2年3月19日	令和2年4月2日	電子レンジ	NE-AC60	松下住設機器株式会社(現 パナソニック株式会社)	火災	施設で当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	埼玉県	製造から25年以上経過した製品 令和2年4月2日に消費者安全法の重大事故等として公表済 平成19年5月31日からリコールを実施(特記事項を参照) 改修率: 23.5%
A202000007	令和元年12月17日	令和2年4月3日	電源プラグ	HS-H15GP	株式会社オーム電機(輸入事業者)	火災	当該製品の周辺を焼損する火災が発生した。事故の原因は、現在、調査中であるが、本体外郭部のゴム素材にカーボンが混入し、漏電によりゴムカバーが焼損したものと考えられる。	岡山県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年3月23日 令和2年2月7日からリコールを実施(特記事項を参照) 回収率: 70.7%

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202000001	令和2年3月17日	令和2年4月2日	エアコン	火災 死亡1名	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が死亡した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	京都府	
A202000002	令和2年3月2日	令和2年4月2日	ライター(使い切り型)	火災	車両内で当該製品を使用後、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	岐阜県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年3月26日
A202000004	令和2年3月7日	令和2年4月2日	ヘアドライヤー	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年3月24日
A202000005	令和2年1月5日	令和2年4月2日	節電装置(水道凍結防止用ヒーター用)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	栃木県	令和2年3月19日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年1月6日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意
A202000008	令和2年3月18日	令和2年4月3日	携帯電話機(スマートフォン)	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	石川県	
A202000009	令和2年2月25日	令和2年4月3日	延長コード	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	山口県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年3月26日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし